

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年11月20日（平成29年（行情）諮問第444号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（行情）答申第208号）

事件名：特定刑事施設の除染に関する文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1（1）ないし（4）に掲げる文書（以下、「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の4（1）ないし（6）に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月10日付け東管発第2999号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、法9条に基づき、原処分に次のものを加える。

- （1）「職業訓練命令書（農業園芸科）」（平成23年度）（特定刑事施設）（以下「本件審査対象文書1」という。）
- （2）農地及び農作物の放射線量測定記録（特定刑事施設）（以下「本件審査対象文書2」という。）
- （3）栽培された農作物の処置記録（特定刑事施設）（以下「本件審査対象文書3」という。）
- （4）放射性物質による汚染を確認し、除染をする事に至るまで（の経緯）の記録（特定刑事施設）（以下「本件審査対象文書4」という。）
- （5）放射線量測定結果報告書（特定刑事施設）（以下「本件審査対象文書5」という。）

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 東京矯正管区情報公開窓口平成29年6月9日付け行政文書開示請求について（求補正（2回目））により、請求人は2017年6月27日付け回答書で原処分のもので加え、「職業訓練命令書（農業園芸科）」（平成23年度）（特定刑事施設）も開示を求めたが、原処分

で開示されなかったもので、その開示も求める。

イ 特定刑事施設の農地及び農作物の放射線量測定記録も有ると思われるので、その開示も求める。

ウ 原処分により開示された「職業訓練命令書（農業園芸科）」（平成24年）（特定刑事施設）によると「じゃがいも、ほうれん草、大根の栽培」がされており、その農作物の処置に関する記録も有るはずなので、その開示も求める。

エ 原処分により開示された「除染業務仕様書」などにより特定刑事施設において除染が行われたものと思料されるが、いきなりこのような除染がなされるはずがなく、汚染を確認し検討して除染をするに至ったはずであるので、その（汚染を確認した、そして除染をするに至った経緯）開示も求める。

オ 原処分により開示された「除染業務仕様書」（別紙の4（1）中の「除染業務仕様書」を指す。以下同じ。）5（6）の放射線量測定結果報告書の開示も求める。

## （2）意見書

ア 諮問庁の理由説明書（下記第3。以下同じ。）2項に「同月29日受付「回答書」において、「求補正（2回目）2項（9）ないし（15）及び（20）の開示を求める。」と明確に意思表示した」とあるが、審査請求人は、「求補正（2回目）2項（9）ないし（15）、（19）及び（20）の開示を求める。」と回答したのであり、同（19）について処分庁の開示手続に疎漏等があったと認められる。

イ 審査請求人は開示された部分の文書から、開示請求をしている文書に開示されていないものがあるのを知り、それ（下記第3の1に掲げる本件請求趣旨2ないし5）について求補正のリストに含まれていなかったのであるから、処分庁の開示手続に疎漏等があったと認められる。

ウ そもそも、本件開示請求において諮問庁理由説明書1項（4）の文書を開示していない事からして隠ぺいをしているものと認められる。

なお、この文書が存在しないとする（公文書を作成する）事は刑法156条虚偽公文書作成等に該当する犯罪行為である。

エ 以上のとおり、原処分は不当であるので、本件請求趣旨1ないし5の行政文書も開示を求める。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が、東京矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求を行い、処分庁が、平成29年7月10日付け行政文書開示決定通知書をもって開示決定を行った（原処分）こと

に対し、開示された行政文書が不足していることを主張し、以下のとおり原処分に5件の行政文書を追加するよう求めているものである。

- (1) 「職業訓練命令書（農業園芸科）」（平成23年度）（特定刑事施設保有）（本件審査対象文書1）について、2017年6月27日付け回答書で開示を求めたが、原処分で開示されなかったため、開示を求める（以下「本件請求趣旨1」という。）。
- (2) 「農地及び農作物の放射線量測定記録」（特定刑事施設保有）（本件審査対象文書2）が存在すると思われるので、開示を求める（以下「本件請求趣旨2」という。）。
- (3) 原処分により開示された「職業訓練命令書（農業園芸科）」（平成24年）（特定刑事施設保有）によると、「じゃがいも、ほうれん草、大根の栽培」がなされており、その農作物の処置に関する記録も有るはずなので、「栽培された農作物の処置記録」（特定刑事施設保有）（本件審査対象文書3）の開示を求める（以下「本件請求趣旨3」という。）。
- (4) 原処分により開示された「除染業務仕様書」などにより、特定刑事施設において除染が行われたと思料されるが、汚染を確認し、検討して除染を行うに至ったはずであるので、その「汚染を確認した、そして除染をするに至った経緯」（本件審査対象文書4）の開示を求める（以下「本件請求趣旨4」という。）。
- (5) 原処分により開示された「除染業務仕様書」（別紙の4（1）に含まれる書面を指す。以下同じ。）5（6）の「放射線量測定結果報告書」（本件審査対象文書5）についても開示を求める（以下「本件請求趣旨5」という。）。

## 2 本件請求趣旨1について

本件開示請求を受けた処分庁は、審査請求人に対して請求趣旨に合致すると思われる行政文書を提示し、請求趣旨を明確なものとするために発送した平成29年6月9日付け「行政文書開示請求について（求補正（2回目）」記2（19）として、本件審査対象文書1を提示したところ、これを受けた審査請求人は、同月29日受付「回答書」において、「求補正（2回目）2項（9）ないし（15）及び（20）の開示を求める。」と明確に意思表示したため、処分庁は、原処分において同（9），（10），（11），（12），（13），（14），（15）及び（20）を開示する旨決定したものであり、そもそも審査請求人が同（19）の開示を請求していないのであるから、処分庁の開示手続に疎漏等があったとは認められない。

## 3 本件請求趣旨2ないし5について

上記2においても記載したとおり、処分庁は、平成29年6月9日付け「行政文書開示請求について（求補正（2回目）」において請求趣旨に

合致すると思われる行政文書を提示し、これを受けた審査請求人が同月29日受付「回答書」において開示を希望する行政文書を明確に回答したことから、原処分を行ったものである。

また、審査請求人は、本件開示請求から各補正等を経て原処分に至るまでの過程において、一切、本件審査対象文書2ないし5の存在等について言及していない。

仮に原処分以前に本件審査対象文書2ないし5について開示を求める意思を有していたのであれば、開示請求あるいは補正の段階において、その旨を処分庁に伝え、情報提供を求めるなどの方法を執るべきであるし、仮に原処分以降に本件審査対象文書2ないし5について開示の必要性を認めるに至ったのであれば、別途、開示請求を行うべきであり、いずれにしても、処分庁が本件審査対象文書2ないし5を開示しなかったことについて、処分庁の開示手続に疎漏等があったとは認められない。

- 4 以上のとおり、本件請求趣旨1ないし5のいずれについても、処分庁の開示手続に疎漏等があったとは認められないから、原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年11月20日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月14日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成30年5月21日  | 審議            |
| ⑤ 同年6月25日     | 審議            |
| ⑥ 同年7月30日     | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1(1)ないし(4)に掲げる文書(本件請求文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、求補正を経て、別紙の3(9)ないし(15)及び(20)に掲げる文書を特定し、平成29年7月3日付けで、法11条の規定を適用し、開示決定等の期限を同年9月4日まで延長した上、相当の部分として、別紙の4(1)ないし(6)に掲げる文書(本件対象文書)について、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、開示を求めている文書が開示されておらず、存在するはずの文書(本件審査対象文書1ないし5)が特定されていない旨主張し、当該文書の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、

処分庁においては、原処分後の平成29年8月22日付けで、本件審査対象文書5に該当する文書として別紙の3(11)の文書を特定し、一部開示決定を行っていることと認められることから、本件審査対象文書5に係る本件請求趣旨5については、判断しない。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

### (1) 求補正の経緯等について

諮問書の添付資料によると、求補正の経緯等はおおむね以下のとおりであると認められる。

ア 審査請求人は、平成29年5月1日受付の行政文書開示請求書をもって、本件請求文書の開示請求を行った。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年5月2日付け「行政文書開示請求について(求補正)」(回答期限は同月26日)をもって、①本件開示請求について、別紙の2のとおり取り扱ってよいかにつき回答を求めるとともに、②別紙の2(2)ないし(4)に掲げる文書については、文書の作成、保有する行政機関につき記載がないが、「特定刑事施設」として取り扱っている旨を通知した。併せて、③別紙の2(3)及び(4)に掲げる文書については、探索範囲が広いことから、審査請求人が求める文書について、できる限り具体的に説明するよう検討を求めた。

ウ これに対し、審査請求人から送付された平成29年5月18日受付の「連絡(回答)」には、補正の必要性を感じなかったため、行政文書開示請求書のとおり開示を求める旨、また、上記イ②については、「特定刑事施設」が作成、保有するものに限らず、東京矯正管区にも存在していれば、それも開示を求める旨、さらに、同③については、観賞用のものは省き、食用のもの開示を求める旨記載されていた。

エ 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年6月9日付け「行政文書開示請求について(求補正(2回目))」(回答期限は同年7月7日)をもって、本件開示請求に係る文書に合致すると考えられる文書として、別紙の3(1)ないし(24)に掲げる文書を提示した上、これらに関する説明事項として、①別紙の3(1)ないし(8)に掲げる文書には、放射線又は放射線量測定に関する記載があること、②別紙の3(9)に掲げる文書には、仕様書が含まれていること、③別紙の3(11)に掲げる文書には、除染業務に係る写真等が記録されている作業報告書が含まれていること及び④本件開示請求は合計21件となることを説明したほか、上記イ②に関し、東京矯正管区では該当する文書を保有していない旨を付言した。

そして、補正事項として、別紙の3に掲げる文書を特定してよいかどうかにつき回答を求めるとともに、必要とする文書のみを抽出す

る場合は、当該文書名を明示するよう求めた。

オ これに対し、審査請求人から送付された平成29年6月29日受付「回答書」には、上記エで処分庁が提示した文書のうち、別紙の3（9）ないし（15）及び（20）に掲げる文書の開示を求める旨記載されていた。

カ これを受けて、諮問庁は、別紙の3（9）ないし（15）及び（20）に掲げる文書を特定した上、法11条を適用し、平成29年8月7日までにこれらの文書のうち可能な部分について開示決定等を行い、残りの文書については、同年9月4日までに随時開示決定等を行う予定である旨を審査請求人に通知した。

キ そして、処分庁は、平成29年7月10日に、本件対象文書につき原処分を行った。

## （2）検討

ア 本件審査対象文書1について

（ア）原処分において本件審査対象文書1が特定されなかった理由に関する諮問庁の説明の要旨は、上記第3の2のとおりである。

（イ）そこで検討するに、審査請求人は、意見書において、自分は、「求補正（2回目）2項（9）ないし（15）、（19）及び（20）の開示を求める。」と回答した旨主張するが、上記（1）で認定したとおり、2回目の求補正に対する審査請求人の回答が上記（ア）の諮問庁の説明のとおりであり、審査請求人が本件審査対象文書1（別紙の3（19）と同じ。）の開示を求めなかったことは明らかであるから、審査請求人の上記主張は、採用できない。

（ウ）そして、処分庁が行った上記（1）の求補正の経緯に特段の問題があるとは認められないから、本件審査対象文書1は本件開示請求の対象ではないと認められる。

イ 本件審査対象文書2ないし4について

（ア）本件請求文書は別紙の1（1）ないし（4）に掲げる文書であるところ、その文言からすると、本件審査対象文書2ないし4を特定刑事施設において保有しているのであれば、本件審査対象文書2は本件請求文書1及び3に、本件審査対象文書4は本件請求文書2に該当するものと考えられる。また、本件審査対象文書3については、上記第2の2（1）ウのとおり、審査請求書において、同文書に関し、「農作物の処置に関する記録も有るはず」と記載されていることも併せ考えると、当該文書は本件請求文書4に該当するものと考えられる。

（イ）当審査会事務局職員をして、特定刑事施設における除染業務の実施の経緯等に関して諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、①除染

業務は、特定市除染実施計画等に基づき、特定刑事施設等における敷地の側溝内の放射線量の低減を図ることを目的として実施されたものであって、特定刑事施設において放射性物質による汚染が確認されたことによる除染ではなく、したがって、②本件審査対象文書2ないし4に該当するような文書は作成されていない旨説明する。

(ウ) そこで、当審査会事務局職員をして、特定市のウェブサイトに掲載された特定市除染実施計画を確認させたところ、上記(イ)①の諮問庁の説明は不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情もない。そうすると、除染業務の目的が、特定刑事施設等における敷地の側溝内の放射線量の低減を図るというものであることに照らせば、特定刑事施設において、本件審査対象文書2や本件審査対象文書3のような、農地や農作物の放射線量を測定した結果を記録した文書や、これらの処置やその経緯に関して記録した文書が作成されていないとしても、不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情もなく、また、特定刑事施設において放射性物質による汚染が確認されたことにより除染が行われたわけではないことに照らせば、そのような汚染が確認されたことを前提とした本件審査対象文書4が作成されていないとしても、不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情もない。

(エ) そして、上記ア(ウ)のとおり、処分庁が行った上記(1)の求補正の経緯にも特段の問題があるとは認められず、また、特定刑事施設において、本件審査対象文書2ないし4に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情もない。したがって、特定刑事施設において、これらの文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、本件審査対象文書1は本件開示請求の対象ではないと認められ、また、特定刑事施設において、本件審査対象文書2ないし4を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 特定刑事施設で保有する放射線に関する記録
- (2) 特定刑事施設での放射性物質除去除染に関する記録
- (3) 特定刑事施設内の農地に関する記録
- (4) 特定刑事施設の農業訓練に関する記録

以上で2011年3月11日から2017年4月27日までの全ての写しの交付を法3条により求める。

### 2 1回目の求補正において処分庁が整理した文書

- (1) 「放射線に関して記録された行政文書」（平成23年3月11日から平成29年4月27日まで）（特定刑事施設）
- (2) 「放射性物質除去・除染に関して記録された行政文書」（平成23年3月11日から平成29年4月27日まで）（特定刑事施設）
- (3) 「特定刑事施設内の農地及び農作物に関して記録された行政文書」（平成23年3月11日から平成29年4月27日まで）（特定刑事施設）
- (4) 「特定刑事施設の農業訓練に関して記録された行政文書」（平成23年3月11日から平成29年4月27日まで）（特定刑事施設）

### 3 2回目の求補正において処分庁が審査請求人に提示した文書

- (1) 「平成23年度特定刑事施設視察委員会議事録（第5回）（別添文書を含む。）」（特定刑事施設）
- (2) 「平成23年度特定刑事施設視察委員会議事録（第6回）（別添文書を含む。）」（特定刑事施設）
- (3) 「平成24年度特定刑事施設視察委員会議事録（第2回）（別添文書を含む。）」（特定刑事施設）
- (4) 「平成24年度特定刑事施設視察委員会議事録（第3回）（別添文書を含む。）」（特定刑事施設）
- (5) 「平成25年度特定刑事施設視察委員会議事録（第4回）（別添文書を含む。）」（特定刑事施設）
- (6) 「平成25年度特定刑事施設視察委員会議事録（第5回）（別添文書を含む。）」（特定刑事施設）
- (7) 「視察委員会ニュースNO. 4」（特定刑事施設）
- (8) 「平成28年8月9日付け報告書（ただし、放射線量測定日について、調査したもの）」（特定刑事施設）
- (9) 「平成26年12月8日付け業務委託契約書（特定刑事施設除染業務

- 委託)」(特定刑事施設)
- (10)「平成26年12月10日付け決裁文書「除染を実施することについて」」(特定刑事施設)
- (11)「平成27年2月4日付け業務完了通知書(特定刑事施設除染業務委託)」(特定刑事施設)
- (12)「平成27年2月6日付け検査調書(特定刑事施設除染業務委託)」(特定刑事施設)
- (13)「平成27年2月20日付け除去土壌等保管届出書」(特定刑事施設)
- (14)「職業訓練日誌(農業園芸科)」(平成24年度)(特定刑事施設)
- (15)「職業訓練日誌(農業園芸科)」(平成25年度)(特定刑事施設)
- (16)「職業訓練日誌(農業園芸科)」(平成26年度)(特定刑事施設)
- (17)「職業訓練日誌(農業園芸科)」(平成27年度)(特定刑事施設)
- (18)「職業訓練日誌(農業園芸科)」(平成28年度)(特定刑事施設)
- (19)「職業訓練命令書(農業園芸科)」(平成23年度)(特定刑事施設)
- (20)「職業訓練命令書(農業園芸科)」(平成24年度)(特定刑事施設)
- (21)「職業訓練命令書(農業園芸科)」(平成25年度)(特定刑事施設)
- (22)「職業訓練命令書(農業園芸科)」(平成26年度)(特定刑事施設)
- (23)「職業訓練命令書(農業園芸科)」(平成27年度)(特定刑事施設)
- (24)「職業訓練命令書(農業園芸科)」(平成28年度)(特定刑事施設)

#### 4 本件対象文書

- (1)「平成26年12月8日付け業務委託契約書(特定刑事施設除染業務委託)」(特定刑事施設)
- (2)「平成26年12月10日付け決裁文書「除染を実施することについて」」(特定刑事施設)
- (3)「平成27年2月6日付け検査調書(特定刑事施設除染業務委託)」

(特定刑事施設)

- (4) 「職業訓練日誌（農業園芸科）」（平成24年度）（特定刑事施設）
- (5) 「職業訓練日誌（農業園芸科）」（平成25年度）（特定刑事施設）
- (6) 「職業訓練命令書（農業園芸科）」（平成24年度）（特定刑事施設）